

25水管第1072号
平成25年9月11日

水産政策審議会

会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 林 芳 正

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令に
ついて（諮問第233号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第6項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

インド洋の海域における大中型まき網漁業の鯨付き操業及びじんべえざめ付き操業の
禁止並びに同海域における遠洋かつお・まぐろ漁業のよごれの採捕の禁止について
(指定漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第2関係)

1 現行制度の概要

かつお・まぐろ類については、混獲魚種も含め、インド洋まぐろ類委員会（以下「IOTC」という。）等の地域漁業管理機関において、資源の保存管理に必要な管理措置を決め、締約国は義務的措置に関しては法令担保を行わなければならない、我が国では漁業関係法令により措置している。

管理措置のうち、水産動植物の採捕の制限や禁止、操業区域・期間の制限や禁止については、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「指定省令」という。）第17条の規定による別表第2により、法令担保を行っている。

2 改正の概要

平成25年5月に開催されたIOTC年次会合において、

- ① 鯨類及びじんべえざめの保護を目的として、インド洋の海域におけるまき網漁業の、投網前に鯨類又はじんべえざめを視認した場合の当該鯨類等に集まる魚群に対する操業（鯨付き操業、じんべえざめ付き操業）の禁止を定めた管理措置
- ② よごれの保護を目的として、よごれの船上保持、転載、陸揚げ又は貯蔵の禁止を定めた管理措置

が採択され、締約国は当該措置を担保する必要がある。

このため、指定省令別表第2を改正し、インド洋の海域における大中型まき網漁業の鯨付き操業及びじんべえざめ付き操業の禁止並びに同海域における遠洋かつお・まぐろ漁業のよごれの採捕を禁止するための改正を行う。

3 施行日

平成25年9月14日

○農林水産省令第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年 月 日

農林水産大臣 林 芳正

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。
別表第二大中型まき網漁業の項第七号中「中西部太平洋条約海域」を「次に掲げる海域」に改め、同号に次のように加える。

イ 中西部太平洋条約海域

ロ インド洋の海域

別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項中第三十号を第三十一号とし、第二十五号から第二十九号までを一

号ずつ繰り下げ、同項第二十四号中「第二十七号」を「第二十八号」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項中第二十三号を第二十四号とし、第十三号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十二号中「第二十一号」を「第二十二号」に、「第二十六号」を「第二十七号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 インド洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるよごれの採捕は、禁止する。

附 則

この省令は、平成二十五年九月十四日から施行する。

○ 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を改正する省令案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

改正案 現行

別表第二（第十七条関係）		別表第二（第十七条関係）	
指定漁業の名称	制限又は禁止の措置	指定漁業の名称	制限又は禁止の措置
大中小型まき網漁業	一、六（略） 七 次に掲げる海域におけるかつお又はまぐろに係る大中小型まき網漁業の操業（投網前に視認される鯨又はじんべえざめから一海里以内の海域におけるものに限る。）は、禁止する。	大中小型まき網漁業	一、六（略） 七 中西部太平洋条約海域におけるかつお又はまぐろに係る大中小型まき網漁業の操業（投網前に視認される鯨又はじんべえざめから一海里以内の海域におけるものに限る。）は、禁止する。
（略）	（略）	（略）	（略）
遠洋かつお・まぐろ漁業	一、十（略） 十一 インド洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるよごれの採捕は、禁止する。 十二（略） 十三 大西洋の海域（地中海の海域を含む。次号から第二十二号まで及び第二十七号並びに別表第四において同じ。）における遠洋かつお	遠洋かつお・まぐろ漁業	一、十（略） 十一（新設） 十二 大西洋の海域（地中海の海域を含む。次号から第二十一号まで及び第二十六号並びに別表第四において同じ。）における遠洋かつお
（略）	（略）	（略）	（略）

お・まぐろ漁業によるくろとがりぎめの採捕は、禁止する。

十四〽二十四 (略)

二十五 北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の大西洋の海域(次号から第二十八号までにおいて「西大西洋海域」という。)における遠洋かつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。

二十六〽三十一 (略)

(略)

(略)

お・まぐろ漁業によるくろとがりぎめの採捕は、禁止する。

十三〽二十三 (略)

二十四 北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の大西洋の海域(次号から第二十七号までにおいて「西大西洋海域」という。)における遠洋かつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。

二十五〽三十 (略)

(略)

(略)

ヨゴレの概要

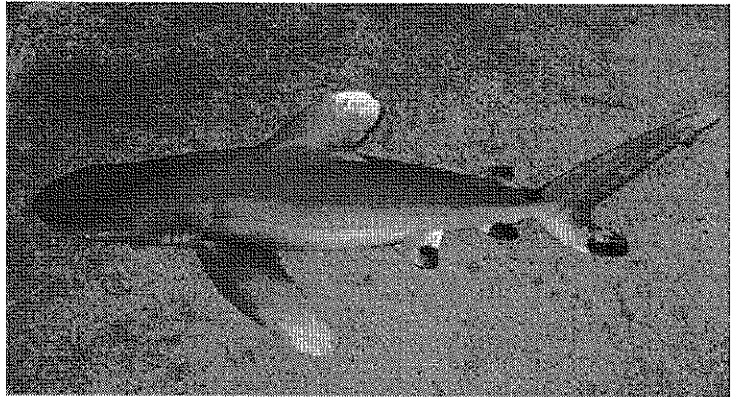
ヨゴレ (*Carcharhinus longimanus*、汚、英名: Oceanic whitetip shark) は、メジロザメ目メジロザメ科に属するサメ。ヨゴレザメ (汚鯨) とも呼ばれる。世界中の暖海の外洋に生息する大型のサメ。全長4m。鰭の先端が白くなっていることが特徴である。魚類を中心に、見つけたものは何でも貪食する。胎盤を形成して子どもを産む。資源量は減少しており、一部では規制対象になっている。人を襲うこともあり、危険性がある。

1. 分布

最も広く分布するサメの一つで、分布域は全海洋の熱帯から亜熱帯海域に広がる。外洋性で、沿岸部には少ない。海表面から水深152m(500フィート)の水深帯でみられる。20℃以上の水温を好む。

2. 形態

最大で全長396cm、体重167.4kg。ほとんどは3mに満たない。メジロザメ類の中では特徴的な外見で他種と区別しやすい。体型は流線形。背側の体色は灰色から褐色で、オリーブがかかることもある。腹側は白色。吻は平らでカーブする。背鰭、胸鰭は非常に大きい。円いカーブを描く各鰭の先端部には、明瞭な白斑が見られる。境界は不鮮明で、汚れのよう



に見えることからその名がついた。両顎歯は異形。上顎歯は幅広の三角形で鋸歯縁をもつ。下顎歯は細身の三角形で、先端付近のみ鋸歯縁をもつ。いずれも単尖頭である。

3. 生態

外洋性のサメで、普段は海表面近くをゆっくりとしたスピードで遊泳する。基本的には単独で行動し、ブリモドキやコバンザメ、シイラを伴うことが多い。またコビレゴンドウの群れに混じって行動することも報告されている。餌生物は主に硬骨魚類で、他に頭足類や甲殻類、海鳥、ウミガメ、エイ、哺乳類 (鯨類) の死骸などが含まれる[1][3]。また海に浮遊するゴミを口にもする。外洋という餌が乏しい環境に生息するヨゴレは機会選択的捕食者であり、好奇心旺盛と見なされるかもしれない。餌を見つけると動きが活発になり狂乱索餌と呼ばれる状態になることもある。

胎生で、胎盤を形成する。妊娠期間は10-12ヶ月で、産仔数は1-14尾だがそれ以上の胎仔をもつ可能性もある。産まれたときの大きさは60-65cm。雄は1.7-1.9m、雌は1.8-2.0mで成熟し、このときの年齢は6-7歳に相当する。成熟年齢は4-5歳という報告もある。